

児童部会

(金森部会長)

それでは児童部会を始めさせていただきます。

最初は、「野々市市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(案)について」事務局から説明をいただきます。

(事務局)

「児童部会資料1 野々市市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について」に基づき説明。

(金森部会長)

お手元の資料等について、ご意見等ありませんでしょうか。

(事務局)

5・6年前までは、70人規模を超えるクラブは駄目ですよ、ということでした。野々市市でもその基準に合わせて学童クラブを整備してきました。今回は1クラブ40人になりました。期限を定めて施設整備を行うことも考えられますが、今後の動向を見ながら経過措置を設けたいと考えました。一人当たり1.65平方メートルは畳1畳分です。野々市市において、一番少ないところが第2すがはらクラブで1.52平方メートルです。一番多いところが第1たちのクラブと第1つばきクラブで2.77平方メートルです。その年の児童数によっても、必ず、若干の変動はあります。野々市市は70人以下のクラブで行ってきたので、今後の変更はあると考えております。すがはらクラブについては、来年度以降には整備できればと考えております。それには、今回の条項を踏まえたうえで、整備を検討したいと考えております。

(金森部会長)

そのことについては、建て替え等を進めるつもりなのか、それとも児童数の動向を見守るのか、どちらの傾向が強いのでしょうか。

(事務局)

すがはらに関しては、菅原保育園の跡地に建てたこともあり老朽化も進んでおります。場所的にも学校から離れてます。また、子育て支援センター菅原と併設しており、病後児保育との併設はあまり良くないとも考えます。国・県への補助を要望し、新たな場所を選定したいと考えております。その他のクラブに関しては、状況を見ながら施設の整備等も考慮して行きたいと考えています。

今までは小学校4・5・6年生の入所率は低かったが、今後増える可能性も出てくると推測しています。5年ほど前までは1年生で30%~50%だったが、増えてきています。上級生は数%しかいなかったが、10%~20%ぐらいに増えてくるのではないかと思います。

5年後・10年後がピークとの考えもありますが、対象の全児童で3,000人ぐらいの約3割ぐらいが、増えてくることを考えていかないといけないと思います。

(金森部会長)

今後、条例が通ってから具体的に計画を策定していくということですか。

(事務局)

すがはらの新設と富陽校下での整備についても検討しなければ、という考えはあります。あと、すがはら、たちのに関しては、児童数も増えていませんが、御園校下については学童クラブの位置も含めて検討する必要があると考えています。

(金森部会長)

条例に職員の資格や研修等について書いてありますね。

(委員)

支援員は研修を受けますが、補助員も研修を受けなくてはいけないのでしょうか。

私は全国の役員を行っており、全国からいろいろな情報ももらっているのですが、補助員になるべき方も、ある程度の研修を受けると聞いています。

(事務局)

そのような研修を進めていき、支援員・補助員の資質の向上が必要と考えます。

(委員)

資格を持った支援員を採用したほうが、子どもに良いかと思います。

条例第10条第2項に「放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第5項において同じ。）をもってこれに代えることができる。」とあるように、できれば2人以上を希望します。埼玉かどこかでは支援員をきちんと置く、とあります。

あと、気になるところでは、条例第14条にあります「(1) 事業の目的及び運営の方針」とありますが、細かい規程についてはどのようになっていますか。

(事務局)

今行っている状況により、そのままでもよろしいと思います。

(委員)

各事業所が定めるということですか。

(事務局)

はい。

(委員)

定めたことについて、公にするということはないのですか。

(事務局)

この事業に関しては、全て公にします。

(委員)

保育目標を各事業所で定めるということですか。

(事務局)

そうなります。

(委員)

各地域の状況などを考慮はしますが、各事業所で、ある程度の一定ラインの足並みを揃えないといけないのでしょうか。

(事務局)

それは実状に応じて、各事業所で行っていただきたいと思います。開所日数、開所時間等、その地域の実状に応じて、各事業所で行っていただきたいと思います。今現在も開所日数、開所時間等、各クラブで様々ですが、各実状に応じて、決めていただければと思います。

(委員)

たちのクラブの場合、男女共同のトイレを使用しています。そのようなことは、今後、改善されるのでしょうか。

(事務局)

要望として、そのクラブから市の方に挙げていただければ検討したいと思います。

(委員)

クラブでそのような差が出ないようにしていただきたいです。

たちのクラブは、環境的には非常に良いところとっております。ただ、細かな面において、備品についても、改善が必要と思います。

この条例を定めることによって、後々そのようなことが改善されるのか、それとも、細かいところは条例では改善されないのでしょうか。

(事務局)

今後の施設整備計画として、各クラブの要望を聞きながら改善していけたらと思います。この条例に見合った形で進めていきたいと思います。

(委員)

県の研修で26時間程度と決まったのですが、それを受けたら終わりと思ったら良くないと思います。たちのとか、すがはら、こうさぎは、毎回研修を行っているが、他のクラブの研修については、市ではどのように考えていますか。

(事務局)

最低基準の運用ということで、事業者として、設備及び運営を向上させなければならない。ということで、解釈していただければと思います。

(委員)

各事業所に任せるということですか。

(事務局)

はい。低下させてはいけないということです。

(金森部会長)

研修は必要によって、野々市市で行うということはあるですか。それは、県になるのですか。

(事務局)

市でもあります。市としても、条例の中には、市としてすべきことと事業所であるべきことの2とおりがうたってあります。最低基準を低下してならないとあります。職員の研修も最低基準の中に入っています。市としても、今後、考えていかないといけないと思います。

(委員)

市の最低基準としては、一人当たり 1.65 平方メートルとする、児童の数をおおむね 40 人以下とする、指導員は研修を受けて資格をもつこととする、と、そこだけは最低基準として、あとは、どうなのですか。

(事務局)

この条例の参酌すべき基準というのは、国が出した基準の通り示しています。

(委員)

今後要望があれば、市にあげていけば良いのですか。

(事務局)

条例ではなく、要綱・規則で運用を考えていければと思います。

(金森部会長)

他、ご質問等ありますでしょうか。

(委員)

職員の給料ベースが決まっていないとのことですが、定着率はどれぐらいでしょうか。

(事務局)

各事業所でまちまちです。

指導員の経験年数・資格の有無もあります。法人で運営しているところは、職員の給料ベースを持っております。保護者会運営のところよりも良いと思っております。

保護者会運営は、そのあたりの運営が難しいと思います。保育料の中から給料を払わないといけません。給料を上げた場合、保育料が上がるのでないか、少しでも人件費を減らせば運営費が楽になると考えているところもあります。社会福祉法人のところは、職員の給料ベースがあります。あるクラブでは、ほとんど教員・保育士の資格がある人しか雇用していない、ということもあり、少し給与が高いようです。クラブによりばらつきがあります。

(金森部会長)

それは民間が行っているところですか。

(事務局)

はい。民間が行っているところです。

(金森部会長)

かつて、介護の法律が通った時、全国の大学において、福祉の分野に学生が多く行きました。ところが、給料が安い・過酷な労働ということで、多くの大学が福祉分野を切ってしまいました。

家族が面倒みない中で、若者が見るとなったのに、もう少し給与を高くすれば、良いと思いました。私は全国の学童から招かれています。民間は良く勉強しているのに、また、責任が重くなっているのに、残念ながら、若者・とりわけ男性にとっては結婚できないという状況で、長く続かない状況です。野々市市は若者の町ということで、できるだけ、待遇改善が図られたら良いと思います。

(委員)

男性の指導員は少ないです。一つの仕事としてとらえることが難しいようです。結婚して子供ができて、生活が困難になるというような給与では、職員の資質向上はないと思われれます。

(金森部会長)

施設の充実、施設の新設も含めて、職員の待遇も含めて、条例で骨格を整え、その後は、運営で充実させていくしかないと思います。その手掛かりとなる条例が正しくなっていないといけません。

今まで見てきたところで、是非、こういうところ、とか、その後の具体的などころでも構いませんので、何かご意見はございますでしょうか。

(委員)

附則第2条の設備の規準の経過措置及び附則第4条の一の支援の単位を構成する児童の数に関する経過措置について、「当分の間、適用しない。」とありますが、期限を切るのは難しいですが、いついつまでに解消するように努力するものとするとか、解消する姿勢を示すような一文を入れることはできないのでしょうか。

(事務局)

他の市町村の条例をみましたが、多くの他の市町村も「当分の間、適用しない。」とありました。期限を切ることを考えると、それまでに整備しないといけないこととなり、児童が増えている本市では現状では難しいところです。

(委員)

「当分の間、適用しない。」ということは、極端な話、今より悪化してもかまわない。ということになるのではないのでしょうか。せめて、今より悪化させないという文言を入れることはできないのでしょうか。

(事務局)

そのようなことは困難と思います。その年によって児童1人あたりの面積が変わります。面積が不足するので、次の人は入れないということが起きてしまいます。野々市市のように転入・転出が多いところは尚更です。転入してきても入れないということが起きてしまいます。

(委員)

「当分の間、適用しない。」ではなく、「解消するように努める」に直してもよいのではないのでしょうか。「当分の間、適用しない。」となったら、しなくても良いとなります。努力する意思がわかると良いと思います。

(事務局)

条例第4条第2項に「その設備又は運営を低下させてはならない。」とありますように、その文言を適用していきたいと考えております。

(委員)

「低下させてはならない」とあるが、適用を除外してしまうと、これも当てはまらなくなるのではないのでしょうか。技術的な話になりますが、「当分の間、適用しない」としつつ、努力義務をうたうだけでは、方向性だけを示すことになってしまいます。

(委員)

ここで期限を切るということは、事業所の数を増やしたり、そのような方向に向かわざるを得ないということですか。今の数で1.65平方メートル・40人をオーバーしています。人口が増えることも判っています。ということは、事業所を増やすか、今の数で目いっぱい行うか、ということになると思います。

(事務局)

解消するということになると、増築をするなり、新しい建物が必要になります。

第1・2つばきクラブができたのは、平成20年頃でした。その時は70人までとなりました。

(委員)

40人ぐらいが本当に良い人数と思います。70人は保育が難しいと思います。子どもの一人一人の顔も見れません。70人であれば、施設内で2クラスに分けるとかしてほしいと思います。

(委員)

当分の間しなくて良いとしてしまうのではなく、少し縛りをかけてほしいと思います。努力義務的な縛りをかけてほしいと思います。

(事務局)

当分の間、経過措置を設けるということです。おおむね40人というのは、2割～3割ではないかと思います。だいたい50人ぐらいまでではないでしょうか。

(委員)

おおむねというのは50人から55人をさすのか、という意見もあります。それだと、おおむねの意味がないように思われます。40人ぐらいが良いと思うので、施設内で分けるのが良いと思います。

(事務局)

例えば、大きい部屋で真ん中で仕切って、分けることも可能です。

(委員)

そのようにして、70人ではなく、2つに分けて35人だと良いと思います。

子どもの安全を考えると良いと思います。細かく各事業所の内容を見て、指導されるようにしてほしいと思います。

(委員)

国から、40人を超えていると駄目、ということはないのですか。

(事務局)

そのようなことではないです。

(委員)

以前は、70人を超えては駄目、ということがありました。今回は、40人を超えては駄目ではないんですね。

(事務局)

参酌すべき基準なので、野々市市の条例で70人としても良いです。
他市では、50人のところ・60人のところもあるようです。

(委員)

70人を超えては駄目ですか。

(事務局)

以前は、70人を超えたら補助金が出ないこともありました。今は、それも無くなりました。野々市市は人口が増えていることもあります。他市町ではなかなか増えていないが、放課後児童を利用する数は増えてきているようです。

(委員)

以前、70人を超えた場合はどうなるのですか、と聞いたら、10歳以上は入れないから、必然的に70人には達しません。と聞いていました。今、その枠も取ってしまったということであれば、どうなるのでしょうか。

(事務局)

クラブによっては、人数が多すぎて今でも4年生以上は難しい、としてのクラブもあります。

(委員)

人数が多いから駄目というのは、趣旨が違うと思うのですが。

(金森部会長)

児童部会としては、今後、野々市市の人口増加を鑑みれば、簡単に年度を区切ることができない、ということは了承できます。ただし、経過措置を設ける表現について、悪化しないような、努力をするというような、表現をつけてほしいとの意向ができました。適当な文言は事務局にお任せしますが、是非、実現に向けて表記できればと思います。将来、子どもの人数が仮に減っても、社会状況・労働状況・安全・危険とかの状況の中で利用は増えると思います。今後、益々、要求・要望は増えると思われます。それと同時に質の問題として、様々なハンディを持った子供も含めて、きめ細かな指導を求められてくるだろうと思われます。

その他、ございませんでしょうか。

「野々市市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(案)」について、よろしいでしょうか。

——承認。

(金森部会長)

次に、「事業計画における「量の見込み」「確保方策」について」事務局から説明をいただきます。

(事務局)

「児童部会資料2 子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」及び「確保方策」について」基づき説明。

(金森部会長)

ご質問・ご意見ありましたらお願いします。

(委員)

40人に近づけるために、施設の改善とか充実とか全て行おうとすることは無理だと思います。このように量の見込みを見ていると、指導員の立場としたら、指導員の資質向上としても、子どもの人数が多いと、危ないことがないように見守るしかできず、保育の充実まで考えが及ばないと思われれます。保護者とすれば、事業所によって行われることを比べてしまいます。せめて、校下で事業内容を揃えて、ある程度の施設改善も、できるだけ、行えたら良いと思います。

(事務局)

市としても、40人規模のクラブをどれぐらい作っていけば良いか、校区内でできるだけ同じ基準の運営方針となるようにと思います。

補正係数を掛けますが、どういった補正係数を掛けていくのかが、今後の重要なポイントとなってくると思います。皆様のご意見等をお伺いしながら「量の見込み」「確保方策」を出していけたらと思います。

(金森部会長)

他、ご意見どうでしょうか。

(委員)

低学年は取りたいが、どうしても定員オーバーすると、高学年は減らすという動きはあるのですか。

(事務局)

器が決まっているので、器からあふれる人は出てくる、それをどうするか、との話だと思えます。市としては、必要があれば受け入れていきたいが、器が決まった段階で、どうしても出てくると思われます。そのために、すぐに施設を増やす・建設する訳にもいかない。学校みたいに、必ず入学するとわかれば良いが、そのうちの何割かが入るという見込みしかたてられません。そのために、量の見込み・補正係数に伴う出し方に関して、十分審議していきたいと考えます。

(委員)

補正係数は、人が多くなれば、高学年がきつくなります。高学年がガタンと落ちると思います。

(事務局)

保育の方でも補正係数を出す前に出した数字は、大きくなりました。他市でも差は大きいとのこと。

(金森部会長)

費用はかかるけれど、土地代は別として、学童の施設は、あとに費用はそれほどかからないと思えます。仮に、学童が駄目になっていったら、子どもが自由に遊べるような施設の移行も可能ではないかと、私は思います。新設はそれほど費用はかからないのではないのでしょうか。道路を造るより学校を作る方が費用掛らないということも聞きました。野々市市が子どもに対してここまで行っているということは、誇りにもなります。ぜひ、声を大にしてほしいと思えます。

もう一つとしては、関連してどこまで充実するかということですが、前回も言いましたが、図書館作る時に、高学年がそこで勉強したり、良い意味での子どもの環境の充実を図ってほしいと思えます。児童館と合わせながらタイアップしていくことも考えて、学童だけで全部を吸収するのは難しいと思えます。いろいろな部門と一緒に、確保の方策を考えていかないといけないと思えます。

(金森部会長)

他、ご意見等ありますか。

(委員)

条例が可決しましたら、各学童クラブに条例の説明会を行ってほしいと思えます。

もっと実的な話とか、指導を行ってほしいと思えます。

(金森部会長)

市として、条例で決めれば、必要があれば各学童へ内容の是正勧告を行うことになりま
すよね。

(事務局)

なります。勧告する、とあります。

(委員)

土曜保育のこと等、要望があったら、それなりに対応していかないといけないと思いま
す。

ただ、私たちのクラブだけで行うのは到底無理です。市が行うということであれば、場
所を提供するだけで良いのですが。開所時間延長・土曜保育の要望が多ければ、保育園並
みにしなくてはならないのであれば、市として行っていただきたいと思います。私たちの
勤務時間がこれ以上伸びるのは無理です。見ていただける方を用意していただけるのであ
れば、開所時間延長・土曜保育をしていただければと思います。ただ、私たちだけでは無
理です。

アンケート結果ですが、潜在的にきつと、もう少し違うと思います。やはり、地域の実
情とか言いながらも、野々市市だったらこんな保育内容で見てもらえるらしいよとかあれ
ば、子育てしやすい街になるだろうし、保育園から変わらず、学童行っても仕事の時間を
削ることの無いようにずっと続いていくような施策にしてほしいと思います。

働く方も増えるだろうし、人口も住みよい町で増えるだろうし、そうすれば税収も増え
るだろうし、そうゆうことを踏まえて、今のところから少しでも良くなればいいかなと思
います。

私が思っていることは、学童同士で交流がなくて、どんな保育内容をしているかわから
ないので不安です。他の事業所・業種・老人福祉の方と話した時は、やはり、いろいろな
ところと交流がなくてはいけないと、話されていました。市としても、前から言っていま
すが、同じ話し合いの場を設けてほしいと思います。条例の説明会の時は、研修について
はこのようなスタンスで行うようにと言ってほしいと思います。親のニーズの事だけでな
く、子どもたちが何を思っているんだろうというのはとても大事で、1年から入って6年
までのそれなりに楽しい保育内容があつて、6年までの積み重ねがあつて、保護者の都合
ではなく、不審者も出たりしますし、生活困難のお子さんの支援にもなっていくので、全
体的なことを見ると、難しいかと思うが、40名を超えても見れるようにしたいと思いま
す。野々市に住んで良かった、ここにずっと住みたいと思うような市になったら良いと思うの
で、保育園と学童とずっと繋がっていくようになってほしいと思います。

(金森部会長)

事業所主体にかかわらず、指導員・支援員も含んで、是非、それぞれの保育内容の交流

と、それぞれの質の向上に努めていただきたい。とのご意見でした。

アメリカではずいぶん沢山できていますが、公設民営化という学校が入ってくるといわれています。企業の参入になっていくということです。職員は企業の経営者の意向を受けて行っていくことが懸念されています。

市として、公の共通のものとして、人の質を高めることとして、条例制定後、活発に行っていただきたい。そのような要望として受け止めてよろしいですか。

(委員)

はい。

(金森部会長)

「事業計画における「量の見込み」「確保方策」については、よろしいでしょうか。

——承認。

(金森部会長)

「(3) その他」について行います。本日の(1)・(2)について、あるいはそれ以外でも良いです。何かありますでしょうか。

市の方から何かありますか。

(事務局)

特にありません。

(事務局)

先ほどの条例案の経過措置の表現については、第3条第2項中に市の責務として「市は、最低基準を常に向上させるよう努めるものとする。」とあります。第4条第1項には事業者は「放課後児童健全育成事業を行う者（以下「放課後児童健全育成事業者」という。）は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。」とあります。

これらの条文との兼ね合いも含めて条例担当課と相談のうえ、対応を考えたいと思いますが、そのようなことでよろしいでしょうか。

(金森部会長)

よろしいでしょうか。

——承認。

(金森部会長)

できるだけ良い条例ができ、それがより良く具体化されることを願います。

本日はこれで終了したいと思います。

ご苦勞様でした。ありがとうございました。

これで第4回目の子ども・子育て会議を終わります。

以上